

「菓子と農への我が社の想い」

さいとう製菓株式会社

代表取締役社長 (岩手県菓子工業組合・理事長)

齊藤 俊明



菓子業は農畜産物加工業であります。主原料である砂糖・小麦粉・餡・上新粉（粳米）・白玉粉（糯米）・葛粉・牛乳・生クリーム・バター等は農畜物であります。

現代社会は正に飽食時代真っ只中であり、飲み物・食べ物は量的にも質的にも十二分に充足しており、カロリー、栄養過多で健康に問題にされる程であります。全国どこでも美味しい飲み物・食べ物が簡単に手に入る時代であります。共に嗜好の多様化が益々進んでいますし、消費者の志向としては ①安全・安心 ②本物 ③自然食志向 ④ファッション化 ⑤個性化 ⑥健康志向 ⑦高価値化、このような時代に求められる菓子をいかに人々に提供し、人々の生活に潤いと安らぎと楽しさをお菓子を通して味わっていただくかと言う時代です。

以前は同業者がライバルでありましたが、現代社会では、デパート、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、インターネット、通信販売等であります。全国で作られたお菓子がところ狭しと陳列販売されております。この事の一の要因は流通革命があったからであります。交通網の発展と運送の手段の発達であると思います。コールド・チルド仕様のトラックであります。外部からいろんな業種が地方に進出して廃業している業種も多々あるのが現実であり、菓子業といえども安心してはいられない厳しさがあります。考え方、やり方次第では生き残れる、勝ち残れると思います。

菓子業は地域密着企業で菓子は地域文化のメッセンジャーであります。

北海道の菓子業界は一番のビジネスモデルであると思います。北海道の歴史・風土・自然を菓みに託して表現しており、全国的に地域文化、メッセンジャーとして経済振興に貢献されております。勿論磐石な経営基盤を確立され、外部の資本には難攻不落な北海道の業界であります。白い恋人の石屋製菓、マルセイバターサンドの六花亭、三方六の柳月、生チョコレートのロイズ等の会社は100億前後の菓子店で我業界の大企業であります。

北海道は菓子の原材料の宝庫であります。小麦粉・砂糖・乳製品の畜産品、質・量とも豊富であります。北海道の風土を最大に活かし、個性・特徴をだし、圧倒的な優位性が図

られています。農業と菓子業界の相乗効果が産業振興に、地産地消に最高に貢献されているのです。

弊社の主力商品であります「かもめの玉子」は、以前は大手の日清製粉、日本製粉の粉を使用しておりましたが、15年前から北上とネバリゴシという銘柄の県内（青森県南でも栽培）の小麦粉を使用しており、年間404トン前後使用しております。

黄身餡の原料は、北海道十勝産の大手亡という隠元豆を使用しておりますが、餡の原料も地元で調達できればと考え、3年前から試験的に県の支援を頂きながら住田町種山が原に大手亡を栽培しております。特徴・個性をだすためではありますが、できるだけ県内産にこだわり、遊休農地の再成なり農業振興に貢献できると考えています。年間大手亡833トン前後使用しており、できる限り県内産の原料を使用することが我が社のこだわりであり差別化、個性化、優位性であると考えております。

和菓子は七郷の風土菓というコンセプトで提供して参ります。七郷とは、昭和27年に大船渡町、盛町、末崎村、赤崎村、猪川村、立根村、日頃市村が合併し、大船渡市が誕生しました2町5村のことです。

七つの郷に想いを馳せた銘菓づくりです。一品一品真心と故郷への想いを込め、郷土の名所、旧跡を訪ね歩く想いをお菓みに託し、お客様を歴史に誘う銘菓です。七郷の地に想いを込めた風土菓、風土を愛し、歴史・文化を重んじ、あくまでも地元でこだわり続ける菓子づくりです。

原材料は県産品を最優先に考えて使用しております。小麦粉は北上、ネバリゴシ、もち姫は和洋菓子に使用しております。

洋菓子はル・ポミエのブランドで展開し、洋菓子の独自性を目指しております。緑あふれる大地、豊かな海、多彩な自然環境に恵まれ、豊かに実る自然の恵みに感謝し、私達の故郷岩手にこだわり、できる限り地元の素材を使い、岩手に因んだお菓子づくりを目指してお作りした焼き菓子の数々、故郷に想いを馳せお菓子を頂きながら至福のひとときをお過ごしただけなら幸せでございます、というコンセプトであります。

地の利を最高に活かし、個性・特徴ある経営を目指し、併せて農業の活性化・振興に貢献できることを願っており、他地域あるいは外国の素材を使った菓子より県民のお客様は県内産の素材を使った菓子は安全で安心して食べられ喜び応援してくれることでしょう。正に菓子業は地域一体であり密着であります。

平成21年度農商工連携等人材育成事業採択

本事業は、農商工連携に積極的に取り組もうとする人材を発掘し、農林漁業、商工業の両方の経営実務に必要な知識を習得するための講義や農場等における実地研修を実施し、農商工連携に取り組む人的基盤を形成することができるよう、研修実施機関が研修を実施するのに必要な費用を全国中小企業団体中央会が助成するもので、全国から57件の応募があり、本会を含む53件が採択された。

今回は、農商工連携等人材育成事業の概要について紹介する。

● この事業の狙い

「マーケティング志向型の共同商品開発（食品）を進めるための農商工連携推進人材育成研修」をテーマに設定しており、農商工連携に取り組もうとする人材を発掘し、地域の資源の強みを活かした売れる商品作りを進めるためのマーケティング知識の取得を重視し、戦略的なバリューチェーン形成を図ることができる人材育成のため、座学研修と食品分野の共同商品開発手法についての実地研修を行い、農商工連携に取り組む人的基盤の形成を目指す。

● 受講対象者

農商工連携に取り組もうとする中小企業者、中小企業組合の役職員、農林漁業関係団体の役職員、農林漁業関係の生産者、農商工連携の支援機関の役職員、新規就業者、金融機関、県・市町村の農商工担当職員、大学生・大学院生、その他

● 具体的なカリキュラム

(1) 講義研修

共通テキストをベースとして、岩手県の地域資源等に応じたテキスト、マーケティングを重視した事業戦略のテキスト等を追加作成し、受講生に配慮して平日型、休日型の2つの受講体系による延51時間以上に及ぶ講義研修を行う。

特に農商工連携による新商品開発をテーマに、マーケティングに重点をおく時間配分としている。

(2) 実地研修

実地研修では、新商品開発手法についての理解を図るため、作物の栽培方法から加工、商品化へ具体的な事例企業として、岩泉町の企業2社の視察を組み入れ、その後、ワークショップ形式によるグループ実習を行い、それぞれ役割を設定するなどのシミュレーション方式で、共同商品開発ビジネスプランの策定について研修を行い、農商工連携による新商品開発（食品）手法を会得することを目指す。

(3) 研修終了後

研修生派遣先企業等に対し、アンケート調査等を行い研修事業の検証を行うとともに、連携のきっかけづくりのための懇談会の開催、企業訪問などを通じて、農商工連携等に関する施策等の活用促進を図り、具体的な成果に結びつけるように受講生や派遣企業へのフォローアップの充実に努める。

～農商工連携推進人材育成研修への参加のご案内（受講料無料）～

上記事業への参加募集は、8月中旬頃～9月上旬頃を予定しており、後ほど書面にて正式にご案内いたします。

なお、講義研修は、9月18日～11月20日の、主に金曜日と土曜日に開催し、全34講義34単位の研修を予定。また、実地研修は、11月5日～12月11日の間で、全5講義6単位の研修を予

定。なお、講義研修 12 単位以上、実地研修 4 単位以上の履修すると、修了証書が交付されるとともに、希望者には専門家として全国中央会の専門家リストに登録することができます。

なお、組合役職員や組員企業役職員の方ならどなたでも参加できるので、本研修へのご参加を心よりお待ちしております。

参考までに、現時点での予定研修カリキュラムの概要は以下のとおりです。

- ① 研修の狙い、オリエンテーション、中小企業及び農林水産業の動向と課題
- ② 経営戦略・事業戦略（競争戦略論、企業戦略論、ドメインの決定方法など）
- ③ マーケティング戦略（マーケティングミックス、ブランド戦略、SCMなど）
- ④ 財務戦略（財務諸表の見方、原価計算の基本、管理会計の基本など）
- ⑤ 生産管理（4M+I、5S、生産統制・生産方法、IE、生産情報システムなど）
- ⑥ 環境対策、食品衛生、食品表示、商品企画、知的財産権、工業デザインなど
- ⑦ 先進地視察、ワークショップ（新商品開発のためのバランス・スコアカードの作り方）

上記に関する本会問い合わせ先は、本会統括指導センターまで TEL：019-624-1363 FAX：019-624-1266

ものづくり人材育成に係る本会の事業提案が採択

前記「農商工連携等人材育成事業」とは別に、本会で申請・採択されたもう一つの人材育成事業を以下に紹介する。

● 「ものづくり人材育成・確保事業」の概要（中小企業庁「人材橋わたし」関連事業）

我が国産業の国際競争力の根底には優れた「ものづくり」があり、その大部分は中小企業によって支えられている一方、人材・時間・資金等の制約もあり、自社内で十分な人材育成を行うことが困難な状況にある。

また、若年者のものづくり離れが進む中、熟練技能者等の持つ技術やノウハウ、職人の技等を継承する等の人材育成は喫緊の課題である。

こうした中、地域の産業団体や業種別団体等との連携により、中小企業のものづくりの担い手や担い手になりうる者を対象とした研修等を実施する大学や高等専門学校、高校等の教育機関、中小企業団体、民間企業等が実施する研修等を支援することを目的とした「ものづくり人材育成・確保事業」（中小企業庁「人材橋わたし」事業の一つで、全国中央会の公募する事業）の公募が行われ、全国から 108 件の応募があり、本会の事業提案を含む 84 件が採択された。

● 本会採択事業の概要

本会が採択された事業支援テーマは「次世代南部杜氏育成のための清酒製造技術及び官能的品質評価技術の研修」。日本三大杜氏の一つとして挙げられる南部杜氏の伝統的清酒製造技術を継承しつつ、発酵技術の伝承等の課題対応やニーズに応じた次世代の南部杜氏を育成することを目的としている。

事業実施に当たり、第一回目の「ものづくり人材育成事業推進委員会」が、7月31日(金)、盛岡市のホテルルイズにおいて開催された。

本件に関する問い合わせは、市場開発部 TEL：019-624-1363 FAX：019-624-1266 まで。

全中が「国等の契約方針」への声明を表明

全国中央会は、6月12日「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」が閣議決定されたことを受け、「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針に対する声明」を発表した。声明は同方針について、平成21年度の中小企業向け契約目標額が、平成20年度実績額に比べて1兆円以上増加した5兆1,993億円とし、契約目標比率も過去最高水準となる52.4%とした内容に対して、国の思い切った決定を歓迎する意向を示すとともに、全国中央会と各都道府県中央会が連携しつつ、官公需適格組合をはじめとする地域中小企業の受注機会増大のための取り組みを一層推進する決意を述べている。

また同日、経済産業大臣は、官公需についての中小企業の受注機会の増大を図るための同方針が閣議決定されたことから、各府省等の長、各都道府県知事及び政令指定都市の長に対して、官公需の増大、特に官公需適格組合の活用について、積極的に取り組むよう要請文書を発している。以下に、声明及び要請文を紹介する。

平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針に対する声明

平成21年6月12日

全国中小企業団体中央会 会長 佐伯昭雄

100年に一度と言われている経済危機による民需の冷え込みの中で、経済収縮の悪影響を受けている中小企業においては、官公需に対する期待が例年になく高まっている。こうした中、本日、国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定した。(中略) 全国中小企業団体中央会としては、国が、このように思い切った決定をされたことを心より歓迎するとともに、官公需施策が充実・強化され、地域に精通している中小企業者の受注機会が確保されること等が地域経済の活性化に大きく寄与するものと確信している。

官公需に係る発注情報は、発注者側による一方的な発信に基づき行われるものであり、受注者たる中小企業者にとっては、発注情報を入手することに手間取るなど、困難な点が多い。このため、同方針においては、官公需情報の一括検索システムとして「官公需情報ポータルサイト」を構築することが盛り込まれているが、本システムにより、国等及び地方公共団体のホームページで提供されている発注情報を中小企業者が一括して入手できることとなることから、一日も早い事業開始を期待したい。全国中小企業団体中央会としても、本システムの一刻も早い構築及び運営に全力を挙げて協力してまいりたい。また、全国中小企業団体中央会としては、同方針の趣旨を踏まえ、各都道府県中小企業団体中央会と連携しつつ、引き続き、官公需適格組合をはじめとする地域中小企業の受注機会の増大のための取り組みを一層推進していく決意である。

各都道府県知事 殿

経済産業大臣

「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の実施について

現下の厳しい経済情勢の中で経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要であり、内需が減少するなか、中小企業者の官公需に対する期待は急激に高まっています。こうした状況の下、平成21年4月10日に決定された「経済危機対策」に「官公需対策」が盛り込まれました。

(中略) 本年度の官公需における中小企業者向けの契約目標額について、前年度契約実績額よりも1兆円以上増加した5兆1,993億円にするとともに、官公需総額に占める中小企業者向けの契約目標比率を過去最高の52.4%といたしました。また、この目標達成に向けて、地域の中小企業者の適切な評価や「官公需情報ポータルサイト」の構築などの新たな措置を盛り込んだところであります。

(中略) 貴(都道府県)におかれましては、厳しい経済情勢を踏まえ、上記の方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大に努めていただくよう要請します。また、上記の方針では、国等が官公需に係る中小企業者の受注機会の増大のために推進する措置の一つとして「官公需適格組合等の活用」を規定しており、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するとともに、発注機関に対し当該制度の一層の周知に努めることとしております。

貴(都道府県)におかれましても、官公需適格組合の活用を含め、中小企業者の受注機会の増大のための措置に積極的に取り組まれるようお願いいたします。

平成21年度官公需確保対策地方推進協議会開催

東北経済産業局主催の平成21年度官公需確保対策地方推進協議会が、県内の国・県・市町村等の官公需契約関係担当者及び本県官公需適格組合役職員の出席のもと、盛岡市大通「リリオ会館」にて開催された。

平成21年度の「中小企業者に関する国等の契約の方針」は過去最速の6月12日に閣議決定され、かつ、契約目標額は、対前年比1兆円を超える増額の5兆1,993億円（過去最大額）であり、中小企業契約目標比率は52.4%（過去最大比率）となった。

東北経済産業局中小企業課課長の泉山健次氏の挨拶の後、中小企業庁事業環境部取引課 庭山治課長補佐が「平成21年度国等の契約の方針」について、また、岩手県商工労働観光部経営支援課 千田貴浩主任主査が「岩手県における官公需への取組み」についてそれぞれ説明を行った。

本県の官公需適格組合の事例紹介では、岩手県消防防災設備（協）の玉川晰洋理事長、田中綏憲専務理事が設立の経緯から事業概要、官公需適格組合としての取組みについて紹介した。当組合が実施する事業は、防災に関連する法施行への対応や安心・安全な生活環境への意識の高まりから重要な担い手となっている。

本会からは、官公需施策及び官公需適格組合制度について、県内の国・県・市町村等の行政機関に対し、文書にて周知したこと、また、本会が4月に開催した市町村ネットワーク会議において、官公需適格組合制度の説明と積極的活用をお願いしたこと、さらに専門工事業者等による懇談会を開催し総合評価方式に対する要望等を聴取したこと等の取組みについて紹介した。また、昨今の財政逼迫による公共工事等の減少、総合評価方式の導入等により、中小企業の官公需受注の確保が困難になっている状況を伝え、行政参加者に対し、官公需適格組合の積極的活用、地元中小企業者の受注機会の増大のための配慮等について要請した。

【ご留意下さい】

『組合における政治的中立の保持について』

衆議院議員選挙を8月末に控え、組合の政治的中立の保持について、皆様には今一度ご確認いただきたく存じますので、以下にご留意下さい。

組合の政治的中立については、中小業団体の組織に関する法律及び中小企業等協同組合法に「組合は、特定の政党のために利用してはならない」と規定されていることから、法の趣旨を十分に尊重して慎重かつ万全な配慮をお願いいたします。

組合が経済団体という基本的性格を逸脱して政治団体化し、特定の政党の党利党略に利用されることは、組合の本来の目的からみて当然のこととして禁止されています。

この規定は、組合の外部勢力や組合内部の少数者によって、組合が政治目的のために悪用されることを防止する趣旨であり、従って総会等で特定候補者の支持を決議し、その者への投票を組合員に強制することを禁じています。

なお、組合の健全な発達を図るためであって、例えば国会等への建議、陳情等までも禁止している訳ではありません。また、組合の役職員が、法の趣旨に反することなく、個人の立場で政治活動を行うことは憲法上認められた国民の権利であり、この規定とは抵触しません。

改正独占禁止法の概要について

公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることに鑑み、平成 21 年 2 月 27 日に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」(独占禁止法改正法) が国会に提出され、6 月 3 日に成立、6 月 10 日に交付された。以下、その概要について紹介する。

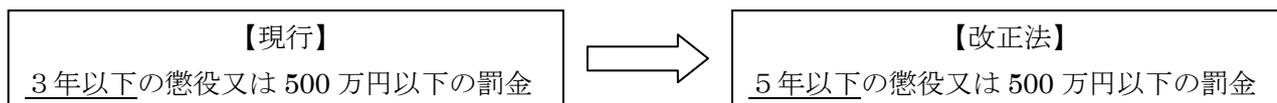
【改正法の概要】

● 排除的私的独占及び一定の不正な取引方法に対する課徴金制度の導入

- ①課徴金の適用範囲の拡大 (排除型私的独占、不当廉売、差別対価、共同の取引拒絶、再販売価格の拘束、優越的地位の濫用)
- ②主導的事業者に対する課徴金を割増し (5割増し)
- ③課徴金減免制度の拡充 (最大5社まで拡大、グループ申請可)
- ④事業を承継した一定の企業に対しても排除措置命令・課徴金納付命令が可能
- ⑤命令に係る除斥期間の延長 (3年⇒5年)

● 不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ

カルテル・入札談合等は後を絶たず、法人のみならず、実際に調整行為を行う個人に対する抑止力を確保することが重要であることと、現行の懲役刑は、他の経済関係法令・諸外国競争法との比較においても、低い水準であることから、不当な取引制限等の罪に係る自然人に対する罰則を以下のとおり引上げる。



● 企業結合に係る届出制度の見直し

- ①株式取得の事前届出制の導入等
 - ・他の企業結合と同様に事前届出制とする。
 - ・届出閾値を現行の3段階から2段階に簡素化
- ②届出基準の見直し
 - ・株式取得、合併等の届出基準を見直し
 - ・外国会社についても国内会社と同様の届出基準を適用
 - ・いわゆる叔父甥会社間の合併等同一企業結合集団内の企業再編について、届出を免除
 - ・株式取得の事前届出制の導入に伴う共同株式移転に係る届出規定の整備等

● その他所要の改正

- ①海外当局との情報交換に関する規定の導入
- ②利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の見直し
 - ・違反行為と関係のない事業者の秘密や個人情報など正当な理由がある場合、開示を制限できる旨を明確化
- ③差止訴訟における文書提出命令の特則の導入
 - ・私人による不正な取引方法にかかる差止請求訴訟において、文書の提出を拒む正当な理由があるとき以外は、営業秘密等を含む文書であっても、裁判所は提出を命じることができる。
- ④損害賠償請求訴訟における求意見制度の見直し
- ⑤職員等の秘密保持義務違反に係る罰則の引上げ
- ⑥事業者団体届出制度の廃止

【施行日について】

改正法の施行日は交付の日から1年以内とされている。(施行日現在未定) ただし、その他所要の改正に係る①②④⑤⑥は平成 21 年 7 月 10 日施行された。

地域商店街活性化法、低炭素街路灯導入促進事業の概要

7月10日に、岩手県庁講堂において、「地域商店街活性化法」等にかかる説明会が開催された。説明会においては、7月8日に国会において成立した「地域商店街活性化法」と県単事業である「低炭素街路灯導入促進事業」の説明がなされた。本稿においては、その概要について紹介する。

◆地域商店街活性化法

商店街の組合(商店街振興組合・事業協同組合)が、地域住民のニーズに応じて実施する商店街活性化の取組を、各ブロックの経済産業局で認定の上、支援するもの。認定された商店街活性化の取組には、「**中小商業活力向上補助金**」が補助率2/3で交付される。また、無利子融資や税制等の優遇措置も受けられる。

〈主な支援措置の内容〉

- 商店街のアーケード、広場、街路、共同店舗の整備などに対する無利子融資(高度化融資：従来の都道府県からの融資に加え、市区町村からの融資も新設)
- 小規模商店が設備・機器を取得する際の無利子融資
- 空き店舗の敷地など有休土地の譲渡を促す税制措置(土地譲渡所得の1500万円の特別控除)

〈認定スキーム〉



〈補助金〉

○中小商業活力向上補助金

ソーラーパネル付アーケード、省エネ型街路灯、防犯カメラなどの整備、空き店舗を活用したコミュニティ施設の運営、電子マネーやポイントカードの導入、イベントの実施など商店街が社会課題に対応する各種取組を補助。

補助率：1/2 **(地域商店街活性化法の認定を取得した場合は2/3)**

(限度額は上限:5億円 下限:100万円)

対象者：商店街振興組合、事業協同組合、NPO法人、商工会、商工会議所、民間事業者等

(商店会など法人格のない組織も利用可能。)

○地域商店街活性化補助金(平成21年度補正予算事業)

商店街が今年度内に、①イベントや情報発信の取組と、②少子高齢化・安全安心・環境などの社会課題に対応する取組双方を行う場合、①と②をあわせて補助。

補助率：2/3(限度額は、上限:2億円 下限:100万円(補助対象事業費で150万円以上))

対象者：商店街振興組合、事業協同組合、NPO法人、商工会、商工会議所、民間事業者等

(商店会など法人格のない組織も利用可能。(ただし、一定の要件あり。))

〈(株)商店街全国商店街支援センター〉

全国の商店街を対象に人づくり、やる気の喚起、商店街活性化のノウハウ提供や専門家派遣による徹底的なハンズオンによる商店街活性化を支援。(4月28日に中小企業4団体からの出資により設立。)

詳細については中小企業庁商業課(TEL:03-3501-1929)又は東北経済産業局商業・流通サービス産業課(TEL:022-221-4914)まで。

◆低炭素街路灯導入促進事業(岩手県事業)

岩手県では、低炭素社会の実現に向け、商店街における省エネルギーの取組を進め、併せて、商店街活性化を図るため、商店街における街路灯に二酸化炭素削減効果を有するLED照明等を導入(交換)する事業に対し、補助金交付することとした。

〈補助対象者〉

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商店街において共同事業等の事業活動を行うための規約等を制定している任意組織団体、市町村

〈補助対象経費〉

対象事業	対象経費
商店街における既設街路灯ランプ(水銀灯)をLED照明、省エネ電球等のCO ₂ 削減効果を有するランプに交換する事業	切替に係る経費
商店街におけるLED照明、省エネ電球を利用した街路灯の新設事業	新設に係る経費のうち、灯具部分の経費

〈補助率及び補助限度額〉

補助率：1/3(限度額は、1商店街あたり200万円以内かつ街路灯1基あたり10万円以内)

詳細については岩手県商工労働観光部経営支援課(商業まちづくり担当)まで。(TEL:019-629-5544)

第14回 岩手県中小企業組合士会通常総会開催

7月10日(金)、盛岡市「ホテル東日本」にて、岩手県中小企業組合士会(会員61人)第14回通常総会が開催され、提出議案すべて原案どおり可決承認された。今年度は、組合士制度の普及に努めるとともに、組合士の地位向上と身分の安定を図る目的に、会員相互の連携促進と個々の資質向上を図ることを計画に盛り込み活動することとした。また、新たに会員となった小野寺義晃氏(ノースジャパン素材流通協同組合)、関薫氏(岩手県総合建設業協同組合)に中小企業組合士証が伝達された。総会終了後、会員を対象に組合士交流会を開催。社会保険労務士の横山信英氏を講師に迎え、「公的年金制度の行方について～高齢化社会を見据えた時～」をテーマに講習会を開催、互いに研鑽を深めた。

第32回 岩手県中小企業青年中央会通常総会開催

7月22日(水)、盛岡市「エスポワールいわて」にて、岩手県中小企業青年中央会の第32回通常総会が開催された。46名が出席、平成20年度収支決算の他、全5議案について可決承認された。

また、総会終了後に「企業連携のチカラ～ビジネスモデルの扉を拓く～」と題し、株式会社サーガ代表取締役 高橋和良氏の講演会を開催、自身の体験談を交え、新しいビジネスモデルの構築や企業連携の仕方等について、受講者は熱心に耳を傾けていた。

なお、同日の役員改選の結果、以下の新役員が決定した。

会 長：佐藤 康(岩手塾～岩手を学ぶ会)

副会長：武埜玄平(岩手県機械金属工業(協連)青年部連絡協議会)

副会長：森 雅之(盛岡駅前商業研究会)

理 事：細谷地茂陽(久慈エルピーガス事業(協)久友会)

〃：小沢 仁(岩手県菓子(工業)青年連合会)

〃：岡田守弘(岩手県鋳金(工業)青年部)

〃：松田隆二(岩手県塗装(工業)青年部会)

〃：菅原清忠(岩手県旅館ホテル(生同)青年部)

〃：藤澤 健(盛岡大通商店街(協)ユースクラブ)

〃：高橋隆宏(岩手県自動車車体整備(協)青年部)

〃：池野敬太郎(盛岡卸センター経営研究会)

監 事：田村直巳(盛岡青果商業(協)青年部)

〃：藤村卓也(岩手県青年醸友会)

〃：金澤英治(岩手県電気工事業(工業)青年部)



～ 会 員 情 報 ～

エコポイント交換対応の商品券として採択

5 会員組合の地域商品券が採択される

岩手町商業協同組合（武田吉蔵理事長）、えさし共通商品券協同組合（川村敏雄理事長）、協同組合江釣子ショッピングセンター（高橋祥元理事長）、高田松原商業開発協同組合（伊東孝理事長）、遠野すずらん振興協同組合（豊田則夫理事長）の 5 組合は、環境省等が 6 月 19 日に発表したエコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業に係るポイント交換商品(地域商品券)として採択された。

協同組合荒屋新町商店振興会	協同組合湯本商店会	水沢鋳物工業協同組合
月に一度、体験工房を開設	「丑の湯」リニューアル	南部鉄器のふるさとをアピール
同組合（橋本雅彦理事長）では「ぶらっと一日体験工房」を開始、寄席豆腐づくりや特産ジャムづくり等を有料で体験できる仕組みで商店街活性化に一役買っている。	同組合（柳沢安雄理事長）では組合が管理する公衆浴場「丑の湯」をリニューアルオープンさせた。地元食材を使用したメニュー提供等も目指し利用者増を図る。	同組合（及川敬理事長）では水沢鋳物の需要拡大のため南部鉄器まつりを開催、製作体験や各種イベントの実施で多くの参加者を得、鉄器アピールに繋がった。

全国中小企業団体中央会の募集する、平成 21 年度中小企業活路開拓調査・実現化事業に、下記の組合が採択されました。

活路開拓事業 … 岩谷堂箆笥生産協同組合

組合自主研修事業 … 岩手県室内装飾事業協同組合

ジョブ・カード制度の見直し・改訂(厚生労働省)

厚生労働省では、フリーター等の職業能力形成の機会に恵まれない者を対象に、きめ細かなキャリア・コンサルティングや実践的な職業訓練の機会を提供し、その安定雇用を促進することを目的に、昨年 4 月から「ジョブ・カード制度（「キャリアシート」「学習歴・訓練歴」「免許・取得資格」等のシートを纏めたもので、主に求職活動等に活用することを目的とする）」を実施している。この度、現下の厳しい雇用環境を踏まえ、フリーター等の非正規離職者に限らず、雇用過剰感の大きい分野から生じた求職者を、雇用吸収力のある分野での就職に結びつけることを目的に、訓練の対象者要件を見直し、職種転換等を図る場合などは、一定の正社員経験を有する者でも対象に含める等の改訂が行われた。これに伴い、厳しい経営環境の中で雇用型訓練に取り組む中小企業を支援するため、キャリア形成促進助成金の拡充も行われている(次項を参照)。

本件に関する問い合わせは、厚生労働省職業能力開発局総務課 Tel：03-3502-6783(直通) または(独立)雇用・能力開発機構岩手センター盛岡事務所業務課雇用管理係 Tel：019-625-5101 まで。

キャリア形成促進助成金の改訂(厚生労働省)

前記ジョブ・カード制度の改訂に伴い、標記助成金の改定が次のとおり行われている。なお、本助成金は労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練等を段階的かつ体系的に実施する事業主等に対して助成されるもので、座学(OFF-JT)と実習(OJT)の違いがある。

1. 座学等(OFF-JT)に係る助成(中小企業関連部分のみ掲載)

経費助成：3/4→4/5(助成率の引上)、賃金助成：3/4→4/5(助成率の引上)、座学実施時間に応じ1人1時間800円を助成(新規)。

2. 実習(OJT)に係る助成(中小企業関連部分のみ掲載)

賃金助成：3/4→4/5(助成率の引上)、実習助成：1人1時間600円→800円、訓練導入に関する企業向け助成金20万円(新規)。

本件に関する問い合わせは、(独立)雇用・能力開発機構岩手センター盛岡事務所 TEL:019-625-5101 まで。

緊急保証の指定業種の拡充(経済産業省・中小企業庁)

経済産業省では、緊急保証の指定業種の拡充等について発表した。緊急保証については、昨年10月より開始しこれまでに3回の業種見直し等を行っており、対象業種に属する中小・小規模事業者は、金融機関から融資を受ける際に一般の保証とは別枠で、信用保証協会の100%保証を受けることができる。

今回の見直しでは、新型インフルエンザの影響を受けている映画館・劇場、貸衣装業、業況が悪化している産業用ロボット製造業など26業種を追加指定するほか、利用実績の少ない綿紡績業など5業種を指定解除するなどした結果、対象業種は781業種となり、業種数で86%、企業数で81%、売上高で94%をカバーし、中小企業のほぼ全てをカバーできる内容となっている。

本件に関する問い合わせは、中小企業庁事業環境部金融課 TEL:03-3501-1511(代表)まで。

中小企業緊急雇用安定助成金の特例の創設等(厚生労働省)

厚生労働省では、中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件を緩和し、併せて新型インフルエンザへの対応の緊急性を踏まえ、国内発生が確認された本年5月16日まで遡って支給申請できるよう次の特例措置を設けた。

対象事業場：計画届と共に所定の申請書を労働局長に提出し、新型インフルエンザの影響による需要減少により休業等を行う事業場。

特例措置：①生産量要件の緩和→支給要領の「生産指標の直近3ヶ月間の月平均値がその直前3ヶ月又は前年同期に比べ5%以上減少～」の「3ヶ月」を「1ヶ月」に。

②遡及適用→本年7月31日までに提出、雇用維持している事業者には、5月16日まで遡及適用。

本件に関する問い合わせは、厚生労働省職業安定局 雇用開発課 TEL:03-5253-1111(内線5694) まで。

～ 本会ホームページを是非ご活用下さい ～

岩手県中央会のホームページは、最新の施策情報・官公需情報の提供の他、組合事務に要する各種書式等のダウンロードコーナー、組合員企業情報の閲覧等、組合運営に必要な様々な情報を提供しております。是非ともご活用下さい。アドレス：<http://www.ginga.or.jp/>

役員変更に係る行政庁への届出（中小企業庁）

中小企業庁では、全国中央会・都道府県中央会に対し、中小企業等協同組合法第35条の2（役員の変更届）に関し、下記のとおり会員組合に周知するよう要請した。

組合は、中小企業等協同組合法第35条の2により、役員の名又は住所を記載した書面に変更があったときは、その事実が発生した日から2週間以内に行政庁にその旨届け出なければならない。

したがって、通常総会等における役員改選をした場合であっても、全員が再選重任となり、役員の名又は住所に全く変更が生じていないときは、行政庁への役員変更届書の提出を要しない。

本件に関する問い合わせは、全国中央会政策推進部 TEL：03-3523-4902 または岩手県中央会連携支援部 TEL：019-624-1363 まで。

イベント業務に関する警備員配置について（警察庁）

昨年10月10日、警備員等の検定等に関する規則の一部改正規則が公布され、本年6月1日から施行されている。祭礼やイベント、花火大会等を開催する場合、雑踏事故防止の観点から警備業者等と事前の打ち合わせを行い、検定に合格した警備員を配置する区域を計画書等に指定し、警備業者と契約した上で実施しなければならない内容となっている。

具体的には、雑踏警備業務を行う場所（区域）毎に、1級または2級の検定合格警備員の配置が、1人以上必要となっている。なお、本件に関するQ&Aは、長野県警察のホームページが詳しいのでそちらを参照のこと（<http://www.pref.nagano.jp/police/seian/seianki/keibigyo/>）。また、本件に関する問い合わせは、岩手県警察本部生活安全企画課営業係 TEL：019-653-0110（内線3044）まで。

労使コミュニケーション調査へのご協力を（厚生労働省）

厚生労働省では、労使間の意志の疎通を図るために取られている方法、その運用状況等、事業所側の意識及び労働者の意識等の実態を明らかにすることを目的とした「平成21年度労使コミュニケーション調査」を実施する。調査にあたり、厚生労働省より全国中央会・都道府県中央会に周知協力の依頼があった。

この調査は5年に1回実施しているもので、調査対象事業所のある都道府県労政主管課及び労政事務所を通して実施される。

本件に関する問い合わせは、厚生労働省大臣官房統計情報部 TEL：03-5253-1111（代表）まで。

省エネ技術等に対する支援施策（経済産業省・NEDO）

経済産業省及び（独立）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）では、我が国全体のエネルギー消費効率の更なる改善や、グローバルな省エネ協力に取り組み、地球温暖化対策・エネルギー安全保障の強化に取り組むこととしている。そうした中、「エネルギー使用合理化事業者支援事業」の二次募集を行う予定であり、この度その概要が公表されたので以下に紹介する。

1.事業の概要

… エネルギー消費の増加が続く業務部門をはじめとする各部門や中小企業における省エネ対策を支援するため、省エネ設備・機器等の導入を促進する。事業者の計画した総合的な省エネへの取り組みであり、省エネルギー効果が高く、費用対効果が妥当と認められる設備の導入費を補助。

2.公募期間（予定）… 平成21年8月上旬～8月下旬

3.対象者… 企業（団体等含む）、地方公共団体、独立行政法人等

4.補助率等

… ①単独事業（うち、大規模事業を除く一般事業で、5億円以内、1/3補助）、②連携事業（うち、工場間の連携事業で、5億円以内、1/3補助。また、事業者間連携の場合、15億円以内、1/2補助）。

また、税制では、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネ革税制）の対象設備を導入した場合、初年

度即時償却(取得価格全額)が可能のほか、金融では、省エネ設備等を導入する中小企業に対する政府系金融機関からの低利融資等がある。

本件に関する問い合わせは、(独立)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)省エネルギー技術開発部 Tel: 044-520-5282 の他、中小企業ビジネス支援サイト J-NET21 (<http://j-net21.smrj.go.jp>) 内の中小企業支援施策コーナーまで。

特定商取引・割賦販売法の一部改正法の施行(経済産業省)

経済産業省では、「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」の施行期日を、本年12月1日とすることを発表した。施行される改正法の概要は以下のとおり。

1.規制の抜け穴の解消(一部のみ掲載)

- ① 現行の指定商品・指定役務制を廃止し、訪問販売等において原則全ての商品・役務を規制対象とする。
- ② 割賦の定義を見直し、現行2ヶ月以上、かつ3回以上の分割払いのクレジット契約に加え、2ヶ月を超える1回払い、2回払いも対象とする。

2.訪問販売規制の強化

- ① 訪問販売業者に契約締結しないと意思表示した消費者に対して、当該契約の勧誘を禁止。
- ② 訪問販売により、商品等を過量購入する契約を結んだ場合、契約後1年間は契約解除等が可能に。

3.クレジット規制の強化(一部のみ掲載)

- ① 訪問販売業者の虚偽説明等による勧誘・過量販売の際、個別クレジット契約も解除し、支払済みの金銭の返還請求が可能に。

4.通信販売規制の強化

- ① 返品特約を広告表示していない場合、8日間、送料消費者負担での返品(契約の解除)を可能に。

本件に関する問い合わせは、経済産業省商務流通グループ 消費経済政策課 Tel: 03-3501-1905(直通) または取引信用課 Tel: 03-3501-2302(直通) まで。

下請資金繰り支援事業の創設(国土交通省)

国土交通省では、景気状況が悪化する中、建設投資の急激な減少や厳しい金融環境等により、下請建設企業が極めて厳しい状況に直面している現況に鑑み、下請資金繰り支援事業を新たに創設した。

これは5月に成立した21年度補正予算に基づき、下請建設企業の資金繰り円滑化を諮るため創設されたもので、7月1日から実施されている。以下に本制度の概要を紹介する。

(1)目的

下請建設企業または資材業者が、元請建設企業に対して有する工事請負代金等の債権を、ファクタリング会社が買い取る場合、買い取り時の金利負担軽減、回収が困難になったため発生した損失を補償する等で、ファクタリング会社の債権買い取りを促進し、下請建設企業等の資金繰り円滑化を図る。

(2)本事業の対象

下請建設企業(原則、資本の額等が20億円以下、常時使用する従業員の数が1,500人以下の中堅・中小企業)であること。元請建設企業から当該建設工事の全部・一部を請け負っている下請建設企業、元請建設企業に当該工事にかかる資材を供給している資材業者。

(3)事業の流れ

債権買い取りの場合、① 下請建設企業は、債権をファクタリング会社に譲渡し、ファクタリング会社は当該債権の買い取り額を下請建設企業に支払う。② 下請建設企業は、債権譲渡の際、別に定める料率の利用料金をファクタリング会社を通じて、(財)建設業振興基金に支払う。③ 基金は、ファクタリング会社が債権買い取りに要する資金を金融機関から調達するため、当該資金調達に債務保証を行う。④ ファクタリング会社は支払期日に元請建設企業から債権金額を回収する。

損失補償の場合、(財)建設業振興基金は、ファクタリング会社が下請建設企業から買い取った債権の全部・一部の回収が、元請建設企業の民事再生手続き・手形取引停止等の事由により困難となり、ファクタリング会社に損失が生じた際は、債権金額に別に定める率を乗じた額を補償する。

本件に関する問い合わせは、国土交通省総合政策局建設市場整備課 Tel: 03-5253-8111(内線 24851)または(財)建設業振興基金業務第一部業務企画課 Tel: 03-5473-4575 まで。



景況は依然として停滞続ける(平成 21 年 6 月)

〈全体の概要〉

6月は、エコ関連商品など一部売上好調な商品も見られたものの、多くの業種で未だ回復には至っていない。消費者の低価格志向に加え、値下げ要求など販売価格の下落傾向が強まっている。

また、小売業、商店街などではエコポイント制度や定額給付金、プレミアム商品券等の政策効果による売上増も見受けられるが、業種により差があり景況は依然として停滞を続けている。

〈主な業界及び地域組合等の動向〉

◆ パン 製 造 業

大手量販店との価格差が大きいものの、挽回を図るべく努力している。県内でも県産素材の開発が進み地産地消を意識した商品が出回り始めた。

◆ 漬 物 製 造 業

量販店は減少傾向、米食志向及び家食志向により持ち直しつつあったが、今月はかなりの落込み。

◆ 菓 子 製 造 業

テナント売店の落込みが大きい。

◆ 一 般 製 材 業

業界経営者は事業継承できるかが不安。

◆ チ ッ プ 製 造 業

製紙会社各社、減産体制継続中。近年にないくらい原木在庫を抱えている。

◆ 一 般 機 械 器 具 製 造 業

短期納期や納期が重なるなど、一時帰休しながら残業があり、売上微増、経費大である。また、コストダウン要請が半端でない。

◆ 金 属 製 品 製 造 業

見積物件が少なく小型化している。大型物件は殆どない、手持ち工事が少ないところもある。

◆ 酒 ・ 調 味 料 小 売 業

ビール系酒類で新分野の競争がさらに激化。長引く景気低迷で消費者の節約志向ますます高まる。

◆ 家 庭 用 機 械 器 具 小 売 業

エコポイント需要で対象商品の売上が増加するものの全体の落込みをカバーするまでにはなっていない。

◆ 鮮 魚 小 売 業

景気業況が定まらない中、消費者の財布の紐もかたく、食料費に向ける割合もますます減少している。

◆ 燃 料 小 売 業

原油高は中国での石油化学製品の需要増が背景にある。県内価格は大幅な変動はないと思われる。

◆ 商 店 街 (盛 岡 市)

消費抑制は景気及び雇用不安が依然と高いままで逼迫状況にある。

◆ 商 店 街 (久 慈 市)

地域限定のプレミアム商品券は、厳しい景気環境の中で予想以上の消費刺激がなされた。

◆ 旅 館 業

景気の低迷に加え新型インフルエンザの影響による出控等、客足が伸びず、厳しい業況が続く。

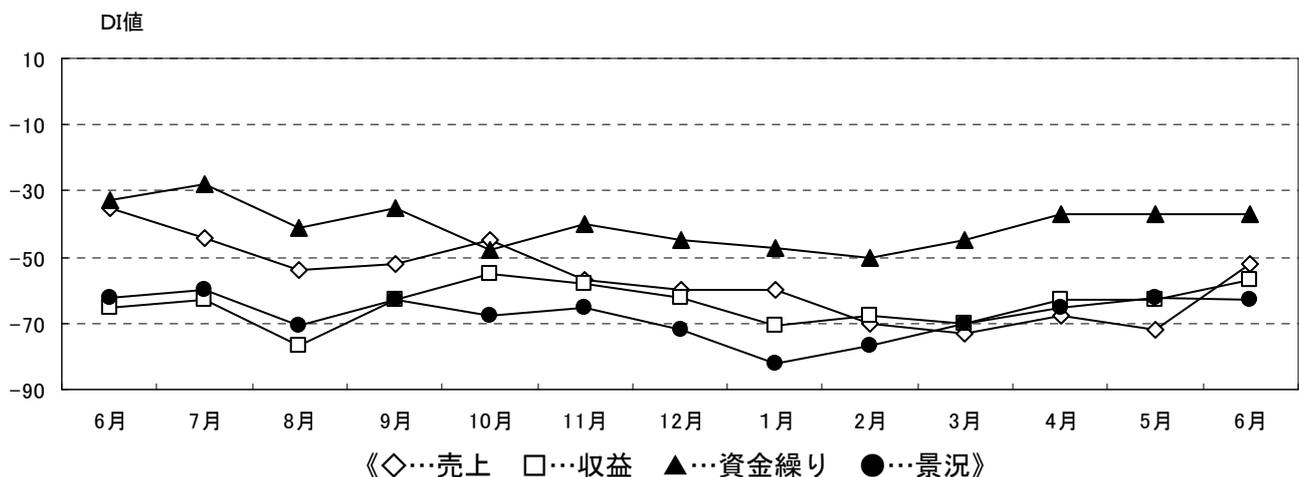
◆ 土 木 工 事 業

民間工事はほとんど無く、収益性が悪化している。

◆ 倉 庫 業

物流コスト削減策でスルー配送に扱いが変わり、倉庫保管量の減少が続く、依然として景況悪化。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ (H20年6月～H21年6月) ●



平成 21 年度 第二・四半期 官公需発注情報

国等の中小企業向けの物品の発注計画は次のとおり。

盛岡市より工事の発注情報は、紙面の都合により、別途建設関係組合等に資料を送付する。

【役務】

発注部署名	役務の名称	役務の内容	入札期日	入札場所	連絡先
(独立)森林総合研究所東北支所	東北支所ほか太陽光発電施設整備工事設計業務	太陽光発電施設の新設工事に係る基本設計及び設計業務	7月24日	森林総合研究所	東北支所会計課 019-641-2150
国土交通省東北地方整備局胆沢ダム工事事務所	電源設備賃貸借		8月頃	胆沢ダム工事事務所	総務課 0197-46-4711
盛岡少年刑務所	総務系業務委託契約	総務系業務	9月中旬頃	盛岡少年刑務所	019-662-9221

【工事】

発注部署名	工事内容				入札時期	連絡先
	工事名	工事場所	工事概要	工期		
東北農業研究センター	共用圃場調査室解体撤去工事	盛岡市厨川	建物及び付属設備撤去	約2ヶ月	未定	019-643-3433
	幼植物検定増殖実験施設空調設備更新工事	盛岡市厨川	空調設備改修	約2ヶ月	未定	
	果樹研究所リングゴ研究拠点構内排水改修工事	盛岡市厨川	屋外雨水排水溝改修	約2ヶ月	未定	
森林総合研究所材木育種センター東北育種場	東北育種場複合多目的棟新築工事及び既存建物解体工事	育種場内	多目的棟の新築・既存建物解体	4ヶ月程度	9月下旬頃	019-688-4518
岩手駐屯地業務隊	WAC隊舎プレハブ2重管換装工事	岩手駐屯地		10月30日	8月上旬頃	019-688-4311
盛岡地方法務局	釜石法務合同庁舎解体撤去工事	釜石市大只越町1-9-7	庁舎及び工作物解体撤去	9月30日	7月24日	会計課 019-624-1141

◆主要日誌◆ (7月1日～7月31日)
◎中央会主催事業

7/ 1 地区別懇談会 (二戸地区)

7/ 3 地区別懇談会 (盛岡地区・商業)

7/10 中小企業組合士会総会

7/22 青年中央会通常総会

◎関係機関・団体主催行事への出席等

7/ 8 雇用均等行政協助手員・子育てしやすい職場づくり推進協力員会議

岩手地方最低賃金審議会

信用保証協会商工団体懇談会

7/13 いわて6次産業チャレンジ支援事業委託候補者選定委員会

7/14 岩手県地域ジョブ・カードセンター運営本部会議

7/15 いわてクリーンエネルギーフェア実行委員会

7/16 いわてNPO企画提案選定審査委員会
東北IT経営応援隊パートナー連携会議

外国人研修・技能実習制度研修会

7/23 第2回最低賃金審議会

岩手県商工観光審議会

7/24 秋田県中央会米澤会長叙勲祝賀会

7/28 花巻市中心市街地新規出店者経営支援事業審査委員会
全中正副会長会議

7/29 岩手地方労働審議会労働災害防止部会

7/30 商工中金との懇談会

貸付審査委員会

信用保証協会金融連絡会議

7/31 全国共済事業協会総会・研究会

第3回最低賃金審議会